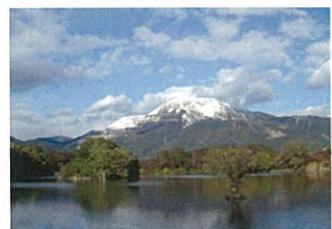


# 生活衛生衛生関係営業対策事業概要

—平成23年度版—



## はじめに

財団法人滋賀県生活衛生営業指導センターの運営につきましては関係各位の皆様には格別のご理解とご支援をいただき厚くお礼を申し上げます。

当センターは昭和 56 年の設立以来、県民の日常生活に密着した生衛業の社会的使命の重大性を認識し、衛生水準の向上と経営の健全化を通じて、利用者・消費者の利益擁護に資するとともに、より豊かで潤いのある県民生活の実現に向けて努力を重ねてまいりました。

しかしながら、個人消費への依存度の高い生衛業を取り巻く環境は、消費者ニーズの多様化や経済構造の変化等により年々厳しい状況になっております。

こういう多難な時期であればこそ、当センターの存在意義が増すものと再認識するとともに、当県の比叡山の教えにあります「一隅を照らす」の精神にのっとり、衛生の確保、業界の振興、雇用の確保等を通じて、まさに「生衛業」という一隅を照らすべく、平成 23 年度の各種事業を次のとおり実施いたしました。

今後、滋賀県をはじめ関係機関や生衛組合等との連携をより密にし、経営指導体制の一層の強化と業界振興等を図って、新しい時代の流れに対応できる事業に積極的に取り組んでいく所存ですので、これまで以上に皆様のご支援をお願い申し上げます。

平成 24 年 4 月 1 日

財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター

理事長　辻　眞一

## 【目次】

### 平成 23 年度に実施した滋賀県の生活衛生営業対策事業概要

1.指導相談事	1
(1)相談室運営事業	
(2)税務相談事業	
(3)地区生活衛生営業相談指導事	
(4)相談指導顧問設置事業	
(5)指導事業	
(6)生活衛生関係営業経営改善資金融資等指導事業	
(7)生関係営業再生特別支援事業	
(8)相談支援業	
2.分野調整等協議会事業	8
3.情報化整備事業	9
4.後継者育成支援事業	10
5.健康・福祉対策推進事業	11
(1)健康入浴推進事業	
(2)飲食店健康推進普及支援事業	
(3)新型インフルエンザ等感染症対策事業	
6.消費者コールセンター等事業	12

## 1. 指導相談事業

### <目的>

県内の生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上および経営の安定化を図るために、財団法人滋賀県生活衛生営業指導センターによる相談指導実施体制の充実、株式会社日本政策金融公庫による貸付制度効果的な活用を推進することを目的とし以下の事業を実施した。

### <事業内容等>

#### (1) 相談室運営事業

土曜、日曜、祭日および年末年始を除く平日の午前9時から午後5時に常設相談室を開設し、経営指導員等により生衛業の経営などに係る営業者の相談受付を直接面談の他、電話、メール等により個別に実施した。

#### ○窓口相談の実施状況（通信・電話による相談を含む）

対象業種	指導延日数 (日)	指導件数(件)							
		融資 (件)	経理 (件)	税務 (件)	労務 (件)	衛生 (件)	経営 (件)	その他 (件)	合計 (件)
理容	114	98	3	21	12	55	27	57	273
美容	132	112	1	8	15	51	31	51	269
旅館・ホテル	50	41	0	3	16	38	11	42	151
すし	48	35	1	1	10	25	8	33	113
喫茶飲食	63	71	1	0	4	34	31	50	191
クリーニング	45	19	0	0	3	8	9	33	72
食肉	51	17	0	0	8	33	3	36	97
浴場	18	5	1	2	0	5	3	7	23
興行	13	1	0	0	2	0	1	15	19
その他	281	241	1	0	0	26	24	56	348
計	815	640	8	35	70	275	148	380	1,556

## (2) 税務相談事業

生活衛生関係営業の営業者を対象として指導センター相談室および7保健所管内(大津市保健所を含む)8力所において、税理士による税務全般の個別相談、税務研修会を実施した。また、複雑化する税体系の理解を深め、より適切な税務対策の実施が可能となるようとして主幹税務署との連絡会、確定申告時期の税務相談会を実施した。

### ○税理士雇上による税務相談体制整備

雇上人員	雇上期間	延日数	活動概要
1人	1力年	20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務相談会 7保健所管内 8か所</li> <li>・税務個別相談 指導センター、税理士事務所(随時)</li> <li>・税務指導相談会 7保健所管内 8か所 テーマ：「法人税・所得税等の税制改正点、確定申告に関する留意事項、イータックスの推進(講師：山本哲郎税理士」</li> </ul>

### ○税務対策事業

事業名	内容
税務連絡会および税務研修会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大津税務署との連絡会議・税務研修会を開催。 「テーマ:税務の現状や改正点 開催日:平成23年11月16日」</li> <li>・センターホームページ利用税務広報実施(大津税務署依頼) 「内容：イータックスの推進や確定申告等について」</li> </ul>
確定申告相談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務の確定申告相談会開催(平成24年3月5日) 協力：大津納税協会 場所：滋賀県生活衛生会館会議室</li> </ul>



栗東商工会にて(H24.2.6)



長浜保健所にて(H24.2.27)



八市商工会議所にて(H24.2.6)

### (3) 地区生活衛生営業相談指導事業

イ. 県下生活衛生営業の近代化、合理化ならびに衛生水準の向上促進のため、利用者の利便性を考慮し、県下8カ所において臨時相談室を開設した。

#### ○地区生活衛生営業相談室開催状況

設置地区	開催回数	派遣人員	相談室運営概況
大津	年1回	7人	経営指導員 1人 特別相談員及び経営相談員 6人
草津	年1回	7人	経営指導員 1人 特別相談員及び経営相談員 6人
甲賀	年1回	7人	経営指導員 1人 特別相談員及び経営相談員 6人
八幡	年1回	6人	特別相談員及び経営相談員 6人
東近江	年1回	7人	経営指導員 1人 特別相談員及び経営相談員 6人
彦根	年1回	6人	特別相談員及び経営相談員 6人
長浜	年1回	7人	経営指導員 1人 特別相談員及び経営相談員 6人
高島	年1回	6人	特別相談員及び経営相談員 6人
計8カ所	年8回	53人	経営指導員 延5人 特別相談員及び経営相談員 延48人

#### ○相談指導の実施状況

実施延件数(件)							
融資	経理	税務	労務	衛生	経営	その他	合計
9	0	1	1	10	7	23	51

□. 地区別に各業態の生活衛生営業の営業者を対象とした衛生自主点検票を配布・回収し、その結果を踏まえた指導を実施した。

業種	点検実施数	業種	点検実施数
理容業	409	旅館ホテル	60
美容業	384	食肉販売	35
クリーニング業	21	すし・料理	28
興行場	6	喫茶飲食	66
公衆浴場	19	合計	1,028

業種等を記入ください	生活衛生営業施設自主点検報告書	
	業種	_____
	施設名	_____
	所在地	_____
	経営者名	_____
	点検項目	
	1 作業場内は清潔で整理整頓されていますか。	
	2 防毒面具や呼吸器は定期的に清掃されていますか。	
	3 施設内にみだりに火(持物大半は液体)や液体の點火を入れていません。	
	4 衣類の中は汗臭な作業衣を着用し、隠匿作業のときはマスクを使用していますか。	
	5 作業の具は拭き、作業を行った後に手洗はっていますか。	
	6 作業服の定期および換気は良好ですか。	
	7 常用消毒液を常備する場合、瓶内にアルコールが入るものを置いていませんか。また、20分以上の照射していませんか。	
	8 マンitolの使用頻度は、規定時間は守っていますか。	
	9 消毒液を使用する場合、消毒室で、所定に応じて取り扱っていますか。	
10 椅子が付設したものの(その辺のあらわしもの)は怠慢に放置していませんか。		
11 鮮魚、吉井鯛は消毒済のものと未消毒済のものを区分していますか。		
12 床の毛布は一人ごとに交換し、ふた付き毛疊神にはてていますか。		
13 (し、ほさみ、カミソリ等は、一人ごとに消毒していますか。		
14 便器は定期的に行っていますか。		
15 説明者の質問に答えてください。		

\*10月1日(原則)の當該施設の自主点検結果を報告してください。  
\*右欄に○か×を記入し、該当しない項目には空白にしてください。

#### (4) 相談指導顧問設置事業

弁護士 1 名、社会保険労務士 1 名を指導センター顧問として委嘱し、生衛業者からの専門的な相談対応を、指導センター事務所や各顧問の個人事務所において直接面談の上実施するとともに、軽易な案件にはメール、電話等による相談対応を行った。

また、経営特別相談員や生衛組合員を対象とした、生衛業に係る講習会を実施した。

日程	講習内容	講師	会場
H23. 7.24			ピアザ淡海
H23.10. 2	クレーム対策について	顧問弁護士	ひこねサンパレス
H23.11.20			生活衛生会館
H24. 2.27	労務管理と雇用助成制度	顧問社会保険労務士	滋賀県合同庁舎

#### (5) 巡回相談指導事業

生衛業の経営改善と安定化を推進し、衛生水準の維持向上を図るために、営業者の求めに応じ営業者店舗に経営指導員が赴き、県下各所にて融資指導や特別指導を行い、生活衛生営業経営改善資金融資等の有効活用を推進した。

##### イ. 経営指導員による巡回指導の実施状況

営業者に対して行うもの・・・・・・・93 件

相談所等を開設して行うもの・・・・・・・46 件

##### ロ. 経営相談員が地域で相談活動した状況

指導項目	支部名								合計
	大津	草津	甲賀	八日	八幡	彦根	長浜	高島	
経理・税務・金融・労務等 経営に関するここと	264	66	85	23	275	90	54	29	638
営業設備の改修等に関するここと	269	53	94	10	23	35	47	24	555
届出および融資等事務手続きに関するここと	281	29	78	8	10	21	41	13	481
その他衛生指導相談に関するここと	227	94	22	13	18	82	55	31	542
合計	1,041	242	279	54	78	228	197	97	2,216

(6) 生活衛生関係営業経営改善資金融資等指導事業

生衛業特別指導活動の充実を図る講習会等を開催するとともに、相談事業の充実を図りための連絡会議等を開催し、特別経営相談員の資質向上を図った。

また、生活衛生営業の営業者に対し経営の安定化を図るための政策金融公庫の経営改善資金融資に関する相談を積極的に実施した。

○生活衛生関係営業経営改善資金融資指導

対象業種	特別相談員数(人)	融資指導件数(件)	融資指導延日数(日)
理容	20	13	10
美容	12	16	13
旅館ホテル	2	7	5
すし・料理	2	3	3
喫茶飲食	3	9	8
クリーニング	2	7	5
食肉	3	1	1
浴場	2	1	1
興行	1	0	0
計	47	57	46

○ 生衛業特別指導事業

対象業種	指導内容(件)			特別指導件数(件)	特別相談員数(人)	特別指導延日数(日)
	振興事業に関する計画(振興計画)の促進、変更等の指導	営業方法又は取引条件に関する相談	経理、税務、金融、及び労務管理等経営に関する相談指導			
理容	4	17	3	24	20	
美容	3	11	3	17	12	
旅館ホテル	2	0	1	3	2	
すし	1	0	1	2	2	
喫茶飲食	6	0	2	8	3	
クリーニング	1	8	1	10	2	
食肉	1	0	0	1	3	
浴場	5	0	0	5	2	
興行	1	0	0	1	1	
計	24	36	11	71	47	47

○生衛業特別指導活動に関する連絡会議等

対象種	開催日程	出席人員(人)	会議内容	備考
全業種	経相大津支部 6月27日	9	1. 振興計画促進について 2. 標準営業約款の登録促進について 3. クリーニング師研修等の受講促進について 4. 自主点検・自主管理事業および相談活動の推進について 5. 生衛貸付の融資促進ならびに延滞等の事故防止について 6. その他、後継者育成支援、生衛業再生支援、健康入浴推進、飲食店健康増進普及促進等の事業の他、経営相談指導全般の連絡について	'経相'ニ滋賀県生活衛生営業経営相談員
	経相草津支部 9月 6日	7		
	経相甲賀支部 7月25日	7		
	経相八日市支部 6月27日	2		
	経相八幡支部 1月23日	4		
	経相彦根支部 6月27日	5		
	経相長浜支部 4月25日	9		
	経相高島支部 7月 4日	4		
計		47		

(7)生活衛生関係営業再生特別支援事業

経営困難等により経営の改善を要する生衛業営業者からの相談を受け、その内容から一定条件を満たすことが確認された案件に対し弁護士、税理士、中小企業診断士等の資格を有する相談員が対応の必要性を評価した後、必要に応じ、これら相談員がチームまたは単独で経営改善計画の策定を行うが、本年は再生可能な3件(すし店、公衆浴場業、旅館業)について、弁護士、税理士が経営改善等の指導を行った。

併せて、この事業の窓口となる経営特別相談員等を対象として、経営改善に向けた指導スキルの向上や生衛業者の経営改善を図るため、中小企業診断士を講師とする講習会を実施した。

開催日時	研修内容	講師
H23.9.12 ～ H24.2.28 (計8回)	1. 小企業の広報戦略について 2. 不安の多い経営環境をリスク管理で乗り越えることについて	立命館大学 准教授 小沢道紀氏 中小企業診断士 7名

## (8)相談支援連絡協議会事業

指導センター、行政、日本政策金融公庫、各生衛組合の担当者間の連絡調整を行うことにより生衛貸付の問題点、要望、制度の利用促進、貸付事故防止等を図ることが重要であることから、有効かつ実行力のある利用促進を図るために、連絡協議会、調整会議、研修会の開催等の様々な手法を実施し連携を強化した。

また、経営特別相談員を対象とした相談支援スキルアップのための生衛貸付に関する研修会を実施した。

開催日程	内 容	人 数
H23. 8. 5	各生衛組合担当者連絡調整会議 (指導センター、行政、日本政策金融公庫)	17
H23. 9.12	生衛貸付制度習熟研修(経営特別相談員)	24
H23.11.16	生衛貸付相談支援連絡協議会 (日本政策金融公庫、経営指導員、経営特別相談員、各組合役員)	23



H23.11.16 ロイヤルオークホテルにて

### <指導相談事業に係る事後評価>

#### (1)考察

様々な事業を通して、経営指導員等資質向上等を図ったことにより、相談指導の充実および株式会社日本政策金融公庫の貸付制度の利用促進に繋がり、本県における生活衛生関係営業の経営の安定化に少なからず効果があったと考える。

また、これら経営安定化に繋がる取り組みの結果、生活衛生関係営業の衛生水準の向上についても成果が見られ、事業目的である利用者・消費者の利益擁護に繋げることが出来たと考える。

#### (2)諸事業の数値結果

相談室運営事業における目標相談件数 1,700 件に対し、結果は 1,556 件、巡回相談事業の目標相談件数 210 件に対し、結果は 139 件と、ともに目標を下回った。これは、東日本大震災の影響で、設備投資意欲等が減少したことが大きく影響したものと思われる。

また、各種相談事業において、利用者に対するアンケート調査を実施して、当該相談事業に対する利用者の満足率は、目標が 80%以上に対して、結果は 85%であった。

自主点検事業においては、1,100 件以上の有効回答の確保を目標とし、また、その結果 A ランク率 85%以上を目標としたが、結果は 1,028 件で僅かであるが目標を下回ったものの、A ランク率は 86.4%で目標を上回ることができた。

融資関連相談事業については、相談を受けた案件に対する貸付実行率(振興貸付、一般貸付等)70%の目標に対し、結果は 88%であった。

## 2. 分野調整等協議会等事業

### <目的>

既存の生活衛生営業の経営基盤は、概して脆弱であり、大規模同業者が近隣地域で事業を開始した場合には、存続そのものが困難となることが考えられることから、一般消費者等の利益の保護に配慮しつつ相互調整を図り、紛争の未然防止および当事者間の自主解決を促す必要があるので、周辺の事業情報等を常に収集し、事例が生じた際には迅速かつ適切な対応が取れるよう体制を整備することを目的として協議会を設置し情報交換を行った。

### <事業内容等>

学識経験者、事業活動調整員、消費者および業界各分野から選任した委員からなる分野事業調整協議会を設置し、県内における大規模店舗出店計画等の動向、同業種間における利害に係る紛争など、様々な角度から、分析、情報の交換、資料の収集に努めた。

なお、本年度は具体的な調整案件はなかった。



日 程	分野調整協議会の開催内容	場 所
H24. 3.16	他府県の分野調整状況、生衛業の全国的な業況、県内の生衛業の業況についての情報交換および協議	ピアザ淡海

### <分野調整等協議会等事業に係る事後評価>

#### (1) 考察

学識経験者、事業活動調整員、消費者および業界各分野から委員を選任し県内における生活衛生営業の現状や他府県における調整状況の把握に努めるとともに、調整案件が出た場合に備えての助言や指導等の応需体制の整備を行い即応できる体制をとったことは、県内生活衛生営業事業者全般の経営に対する経営危機管理体制の整備に繋がるものと考えられ、間接的にではあるが消費者の権利擁護に貢献できたものと考える。

#### (2) 事業の数値結果

定例協議会の開催回数は目標通り 1 回であった。また、事業活動調整員との意見交換は実案件がなかったこともあり年間 6 回の目標に対して 4 回であったが、活発な意見が交換され、案件発生時には必要な機能を果たすことが出来る者であると確認できた。

### 3. 情報化整備事業

#### <目的>

近年の多様化し日々遷り行く消費者ニーズの変化を迅速にとらえ、必要な情報を迅速に配信するとともに、様々な相談を間口広く受け入れるための機器等整備を行い、情報収集、配信、データ管理、統計および相談対応に係るシステムを構築し、生活衛生関係営業の経営安定化と振興及び活性化を図ることを目的とし以下の事業を実施した。

#### <事業内容等>

指導センターに導入済みの「生衛業情報ネットワークシステム」を有効に活用し、指導センター業務における会計、庶務、その他諸事業に係る統計事務等の効率化を図った。

また、「インターネットクリッピングサービス」により、日々の情報の収集と集約化を図るとともに、指導センターホームページにおいて、生衛業者および消費者の双方に情報発信を継続的に行うとともに、電子メールを活用した24時間対応（受付）の相談を行い経営相談指導の充実と強化を図った。



#### <情報化整備事業に係る事後評価>

##### (1) 考察

生衛業に係るネット上の情報集約により、効果的な情報収集がおよび情報発信が実施できることにより、生活衛生営業を営む事業者に有益な情報の発信が出来たものと考える。

また、ホームページ等でメールアドレスを公表し、24時間受付可能な相談窓口を開設したことにより、営業者からのメール相談や消費者からの生活衛生関係営業者に対する苦情相談が寄せられ経営相談指導の充実・強化のみならず、生活衛生関係営業への消費者意識の吸い上げに繋がったものと考えている。

##### (2) 事業の数値結果

更新頻度のアップ等により常に新しい情報の発信を心がけてホームページの運営を実施したところ、1ヶ月あたりのホームページヒット数は153,600件（平成23年4月～平成24年1月の10カ月平均、グーグルアナリティクス調べ）をマークしており、当初目標の10万件/月を大きく上回る結果となった。

#### 4. 後継者育成支援事業

##### 〈目的〉

生活衛生関係営業はいずれの業種にあっても後継者の確保が困難となってきており、後継者育成が業界の必須事項となっている。

このことから、広く生衛業の魅力を周知し、次世代の生営業の担い手を発掘することは業界の活性化を促すことになると考え、生活衛生関係営業の業界振興と後継者確保による経営の安定化促進を目的として以下の取り組みを行った。

##### 〈事業内容等〉

生衛業各業界から選任した委員による後継者育成支援協議会を開催し、後継者問題についての検討を行い、クリーニング、理容業、美容業の各業態に係る出前インターンシップを県内小中学校で、また、すし商についての仕事体験を滋賀県立高等技術専門学校で実施し、生衛業の仕事の内容と魅力を次世代の若者たちに広く周知した。

日程	場 所	内 容
H23. 6.23	東近江市立愛東中学校	1.生衛業全体のPR 2.仕事のマナーについて 3.クリーニングの歴史や種類やシミ抜き等について 4.クリーニング技術の実演と体験
H23.10.15 ～16	滋賀県立高等技術専門 学校(テクノカレッジ 草津)	「おうみしごとフェスタ」 小学生対象 1.すし職人の心意気と衛生 2.すし職人に学ぶ寿司作り 「巻きずし」、「いなりずし」を完成
H24. 2. 7	守山市立川西小学校	滋賀県理美容学園共催による理容・美容業の体験授業



東近江市立愛東中学校にて



守山市立川西小学校にて



おうみしごとフェスタ

〈後継者育成支援事業に係る事後評価〉

#### (1) 考察

協議会において異業種間での情報交換等を行うことにより、固定観念にとらわれない後継者育成への手法の発掘等につなげることができた。また、未就業者に対し、出前インターンシップ等を通じて、生活衛生関係営業の業務内容と魅力をアピールすることが実践でき、将来の職業選択に繋がる興味の発掘に繋がったものと考えている。

#### (2) 事業の数値結果

インターンシップ参加者にアンケートを実施したところ、参加した生活衛生関係営業のお仕事に対する好感率は90%と言う高評価を表す回答を得ており、当初目標とした好感率70%を大きく上回る結果となった。

### 5. 健康・福祉対策推進事業

〈目的〉

生衛業の営業形態とその特徴である地域密着性を生かし、健康福祉の増進に取り組みをとおして地域住民との良好な関係を構築し、業界の振興を図るとともに、受動喫煙問題への対応や新型インフルエンザなどの感染症への対応できる体制整備を行い、生活衛生関係営業業界の衛生水準向上と消費者福祉の向上を目的とした以下の事業を実施した。

〈事業の内容等〉

事業名	日程	内 容
健康入浴推進事業	H23.10.16	大津市健康フェスティバルにおいて一般公衆浴場を利用した生活習慣病の予防や改善について啓発した。
	年 間	「一日の疲れを癒す銭湯のバスタイム」のポスター（ラミネート加工）を作成配布し、県内一般公衆浴場に、正しい入浴方法の知識等を提供した。
飲食店健康増進普及支援事業	H24. 1.16	飲食店等への禁煙・分煙の導入促進により利用者の副流煙被害の防止を図ることを目的とし、受動喫煙防止対策について経営相談員等に対し研修会を実施した。 講師：県健康推進課地域保健推進担当
	年 間	滋賀県喫茶飲食生衛組合役員を中心に検討会を開催し、組合を通じて啓発資料を組合員店に配布した。
	年 間	ホームページに受動喫煙対策のコンテンツを作成し掲載した。
新型インフルエンザ等感染症対策事業	H23. 7. 4	経営相談員、特別相談員等を対象に、食中毒と感染症について研修会を実施した。 講師：生活衛生課衛生営業担当
	H24. 3.26	経営特別相談員、旅館ホテル組合役員等を対象として、生衛業と感染症について研修会を実施した。 講師：経営指導員



H23.10.26 大津市皇子ヶ丘公園体育館にて



H24.1.16 県健康推進課 加賀爪副主幹

#### <健康・福祉対策推進事業に係る事後評価>

##### (1) 考察

生活衛生関係営業の業界による地域の健康や福祉に繋がる事業を実施することにより、生活衛生関係営業の社会貢献への姿勢を表すことが出来た。

このことにより、業界の地域社会における有益性をアピールすることができ、生活衛生関係営業の衛生水準や社会性の向上につながったものと考えている。

##### (2) 事業の数値結果

受動喫煙防止に係るリーフレットの飲食店に対する配布実績数は 420 施設となっており、当初目標の県下 1,000 施設には到達しなかったため、配布方法等が次年度以降の課題となった。

経営特別相談員の感染症等講習会出席率は 75% であり、当初目標とした 70% を上回ることが出来た。

## 6. 消費者コールセンター等事業

#### <目的>

指導センター内にコールセンターを構築することを念頭に、そのセンターが利用者および消費者利益擁護のために、公平かつ公正な事案処理能力を有するとともに、相談情報を集積し、生衛業の衛生水準向上のための情報を、業界に対しフィードバックできる有効な機能をもつものとするために、そのあり方について検討を行った。

#### <事業の内容等>

指導センター役員等を構成員として、指導センターにおける今後の苦情処理のあり方、コールセンター設置の具体案について検討会を行うとともに、消費者苦情の実情等について検討・研修会を開催した。



H23.9.12 ロイヤルオークホテル

日 程	内 容	講 師	対 象 者
H23. 9.12	県内における最近の消費者問題やトラブル事例について検討研修会	滋賀県消費生活センター野口主幹	指導センター役員、経営特別相談員等
H23.7~11	クリーニング業のクレーム対策について（5施設にて実施）	顧問弁護士およびセンター指導員	クリーニング師、クリーニング業務従事者
H23.12. 7	消費者コールセンターの検討会		指導センター役員

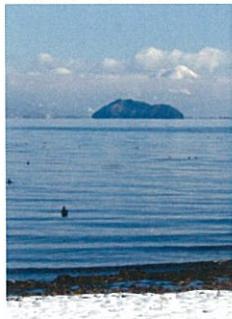
〈消費者コールセンター等事業に係る事後評価〉

#### （1）考察

コールセンター設置を念頭に、多業種等から選任した委員により、その理想的なあり方を検討することにより、センター内において効率的な運用が可能な実行力のあるコールセンターの設置計画案の策定が進んだ。

#### （2）事業の数値目標

検討会開催を当初予定どおり年2回開催し、各業種の委員より活発な意見を得た。



# 「安心・信頼・いいお店 暮らしの中の生衛業」



(財)滋賀県生活衛生営業指導センター  
〒520-0806 滋賀県大津市打出浜 13-22  
TEL : 077-524-2311 FAX : 077-521-5440